

財務省告示第二百二十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平

成十七年五月二十五日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十七年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（変動・十五年）

（第三十四回）

二 発行の根拠 平成十六年度における財政運営

の法律及びそ 関する法律（平成十六年法律第

二十二号）第二十一条及び財

政融資金特別会計法（昭和二

十六年法律第一百一号）第十

一条

第一項並びに国債整理基金特

別

会計法（明治三十九年法律第

六

号）第五条第一項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以

下

「振替法」という。この規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

基準金利との利回り格差を競争

に付して行われる入札（以下「利

回り格差競争入札」という。）に

よる発行（以下「利回り格差競

争入札発行」という。）及び利回

り格差競争入札の募入の決定を

し、格差競争入札である場合に

財務大臣が行われる入札の特

者のごとに応募限度額を定める

の特別参加者（以下「競争入

場」）

四 発行方法

三 振替法の適

用等

「発行」という。）

非価格競争入

五

募入決定の
方 法

イ 各申込みのうち利回り格差の

値が小さいものからその応募額

を順次割り当てると。

各債市場特別参加者ごとの応募

を順次割り当てると。

各債市場特別参加者ごとの応募

を順次割り当てると。

各債市場特別参加者ごとの応募

を順次割り当てると。

各債市場特別参加者ごとの応募

を順次割り当てると。

六 イ 発行競争入格

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

億円面金額で一兆四千九百八十九

七 イ 払込金額

一兆四千九百八十九億円

一兆四千九百八十九億円

一兆四千九百八十九億円

一兆四千九百八十九億円

一兆四千九百八十九億円

口 国債市場

特別参加

者・第

非価格競争

争入札発

行

差競争入

十四 初期利子

ものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に、前記(一)の算式に当該金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.30}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{基準金利} - 1.01}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利金支
十九 払場所加

平成三十二年五月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

二十

者

弘
込
期
日

平
成
十
七
年
五
月
二
十
五
日